

令和3年度 南伊勢町宿泊事業者支援金のご案内

新型コロナウイルス感染症拡大により、人の行動自粛要請が続き、宿泊事業者を取り巻く厳しい環境が長期化している状況のため、町内の宿泊事業者を対象に支援金（30万円）を交付します。

受付期間：令和3年10月1日から同年12月24日まで

受付場所：南伊勢町役場観光商工課

主な交付要件（全て該当すること）

- ①町内に宿泊施設があり、令和2年10月1日より以前から継続してその宿泊施設で宿泊事業を営む事業者
- ②旅館業法で規定する「旅館・ホテル営業」「簡易宿所営業」の三重県知事の許可を受けている事業者
- ③公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがない施設
- ④町税に滞納がないこと（徴収が猶予されている者はのぞく）

【対象外の施設】

国、県、市町村が所有、管理または運営する施設

旅館業法に規定の「下宿営業」施設

令和2年10月以降に開業した施設および現在経営していない施設

その他不特定多数の旅行者を受け入れていない施設

支援金の申請に必要な書類

- ①南伊勢町宿泊事業者支援金交付申請書（様式第1号）
- ②南伊勢町宿泊事業者支援金請求書（様式第2号）
- ③旅館業営業許可書の写し（宿泊施設数分）
※申請者と営業許可証の名義が異なる場合はその理由を写しに記載してください。
- ④宿泊施設の外観写真（宿泊施設数分）
- ⑤申請者の本人確認書類（運転免許証や法人の場合は登記事項証明書の写し）
- ⑥南伊勢町に関する納税証明書（完納納税証明書）

支援金の交付額：1事業者あたり30万円

南伊勢町宿泊事業者支援金の相談窓口：南伊勢町役場観光商工課 0599-66-1501